

第1章 総則

(本編1～4頁)

●目的・適用

- ・本基準は、水道法(以下「法」という。)、同法施行令(以下「法施行令」という。)、同法施行規則(以下「法施行規則」という。)等の法令、草津市上水道事業給水条例(以下「条例」という。)および同条例施行規程(以下「条例施行規程」という。)等に基づき、給水装置工事の施行について定めたものである。
- ・本基準は、本市の水道管より給水する給水装置工事に適用する。

●給水装置の定義

- ・「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

●給水装置の種類

- ・給水装置の種類は、(1)専用給水装置、(2)共用給水装置、(3)私設消火栓である(条例4条)

●給水装置の構成

- ・給水装置は、給水管ならびにこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓、水道メーターおよび給水用機器をもって構成する(条例施行規程第2条)。

●給水装置工事の定義

- ・「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう(法3条第11項)。

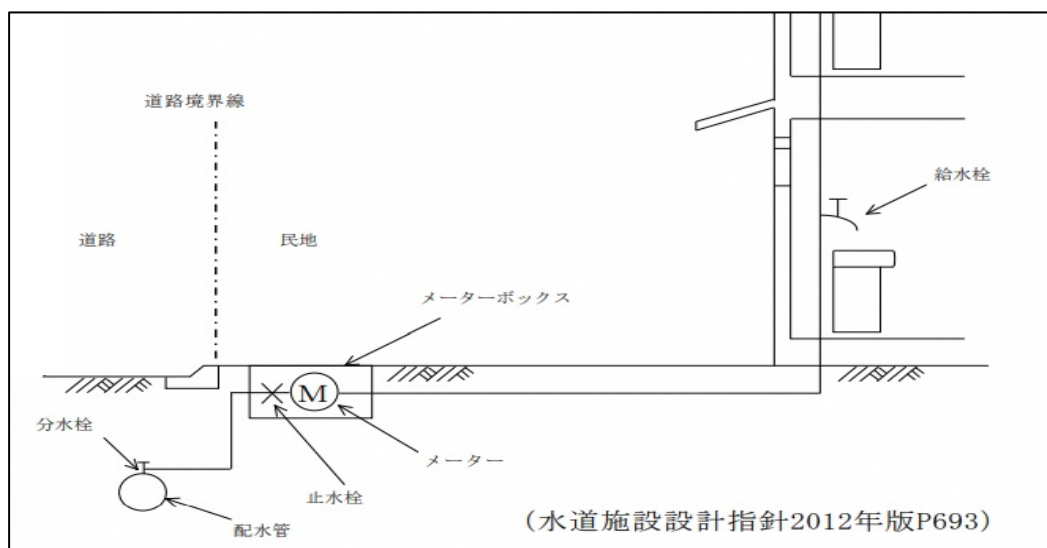
●給水装置工事の種別

- ・給水装置工事の工事種別は、新設工事、変更工事、改造工事、移設工事、仮設工事、撤去工事、修繕工事、その他工事に区分する。
- ・給水装置工事の工事範囲は、外部工事、内部工事である。

●指定給水装置工事事業者

- ・給水装置工事を施行することを認められる者を、市長が指定する(法第16条の2第1項、条例第7条)。
- ・指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任する(法施行規則第21条)。
- ・給水装置工事主任技術者の職務と役割を定める(法施行規則第23条)。

【給水装置の例】



●給水装置の構造及び材質の基準

・給水装置の構造及び材質の基準は、法第16条に規定する「給水装置の構造及び材質」に基づき、法施行令第6条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」が定めるところによる。

●給水装置の構造及び材質の基準の技術的細目

・法施行令第6条を適用するにあたり必要となる技術的細目については、給水装置の構造及び材質に関する省令(以下「省令」という。)に定めるところによる。

●性能基準、給水装置システム基準

- ・給水装置の性能基準は、省令第1条から第7条に適合するものとする。
- ・給水装置の給水装置システム基準は、省令第1条から第7条に適合するものとする。

●給水装置工事材料

・給水装置工事に使用する材料として、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管および給水用具の材料(以下「給水装置工事材料」)は、その特性および定められた使用条件、制限措置を十分に考慮し、使用箇所に適したものを選定するものとする(第三者認証品、性能基準の適合が明らかな製品、自己認証品)。

●給水装置工事材料の構造・材料基準適合の確認

・給水装置工事材料として使用する各製品は、表示マーク等で基準適合を確認するものとする。

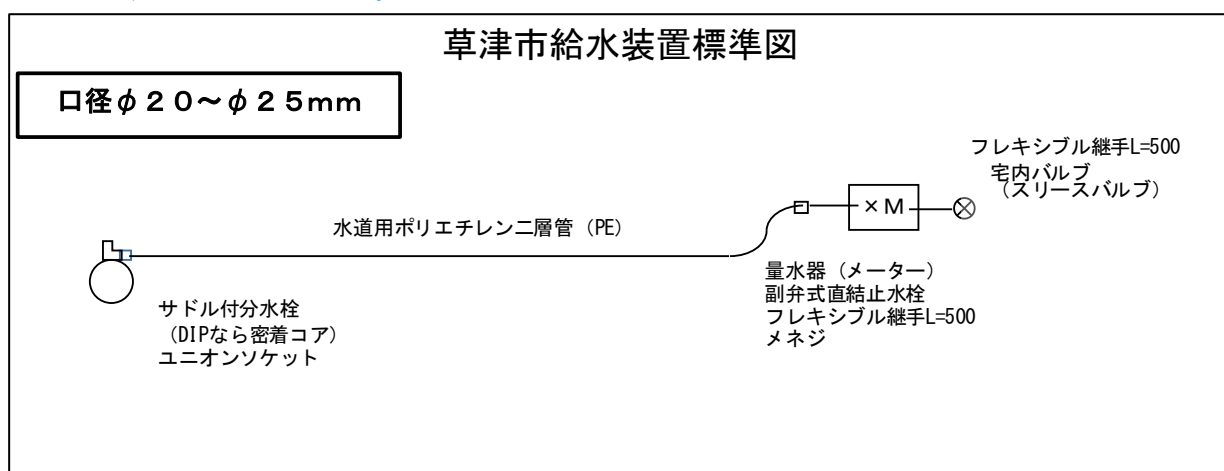
●給水管及び給水用具の指定

・市長は、給水管及び給水用具の構造及び材質を、基準に基づき、指定することができる(条例第8条、条例施行規程第6条第1項、同第14条第1項、同条第2項)。

●給水装置標準図

・草津市給水装置標準図を基本とする。

【草津市給水装置標準図(口径φ20～25mmの場合)】



●給水装置工事の主な流れ

・(1)調査・協議、(2)計画・設計、(3)申請、(4)審査・承認、(5)施工、(6)しゅん工検査、(7)舗装本復旧のとおりとする。

●工事の相談、現地調査、見積、工事の依頼

・給水装置工事申込者と、指定給水装置工事事業者との間で行う。

●事前調査・現場調査

・給水装置工事にあたり、所定の事前調査および現場調査を行う。

●協議

・道路または河川等の占用工事および開発事業等に関連する場合は、関係者と協議を行う。

第5章 計画・設計

・給水装置工事の計画は、設計に先立ち、用途の確認、給水方式の決定、計画使用水量の決定、分岐可能な配水管及びその最小動水圧の確認、給水口径の決定等を行う。

・給水装置工事の設計は、計画に基づき使用する給水管及び給水用具の選定、工法等を決定する。

・給水管及び給水用具の選定は、給水装置の構造及び材質の基準に適合するものとする。

●用途の確認

・指定給水装置工事事業者は、給水装置工事申込者(施主)が施行を望む工事場所及び使用目的等を踏まえ、建築物の用途、水道の使用用途を確認する(条例施行規程第27条)。

●給水方式

・給水方式の取り扱いは、水圧状況、配管整備状況等により水道事業者ごとに異なる。

・本市における給水方式は、直結直圧式給水又は受水槽式給水のいずれかとする。

・給水方式は、計画使用水量、設計水圧、水道の使用用途及び維持管理等を考慮して決定する。

●給水装置の形態

・メーターは、一敷地に対して一給水とし、給水管と同口径のものを1個とする(条例施行規程第25条第1項)。

●計画使用水量

・計画使用水量は、給水装置の計画の基礎となるものであり、建築物の用途、水道の使用用途、使用人数および給水栓の数等を考慮して決定する。

●受水槽容量および計画戸数の算定(受水槽式給水の場合)

・受水槽式給水の場合、共同住宅を想定し、算定する。

・共同住宅の場合、受水槽容量から、計画戸数を算定する。

●給水管、メーターの口径の決定

・給水管の口径(管径)の決定は、配水管の水圧において、計画使用水量を十分に供給できるものとし、設計水圧、計画使用水量および流速を考慮して、水理計算により決定する。

・メーターの口径は、給水管の口径、計画使用水量等を考慮して定める。

●給水用具および給水管の分岐

・給水用具の数は、メーター口径により定める。また、管種を決定する。

・給水管は、所定の基準により制限または分岐する(法施行令第6条第1項第1号)。

●設計図書等の作成

・図面を作成し、管種別に記号を付して、色分けし、文字・数字は明確に記載する。

第6章 申請

(本編29頁)

●書類の提出(申請)

・指定給水装置工事事業者は、給水装置工事書類(条例施行規程別記様式第2号～第4号(第7条関係))に必要書類を添えて、本市に提出する(条例施行規程第7条)。

●各種申請書類

・指定給水装置工事事業者が計画した設計書をもって申請を行う。

第7章 審査・承認

(本編30頁)

●審査

・工事の申込を受付後は、本市が本基準に基づき設計及び書類審査を行う。
・申込書や設計書の内容について申請の確認を行う。
・審査を完了した設計書類に基づき、施工すること。

●承認

・本市は、給水装置工事書類および必要書類を審査して申請の確認(承認)を行う。
・指定給水装置工事事業者は、申請の承認後に、新設負担金等を本市に納入する(法第14条、条例第31条)。

第8章 施工

(本編31頁～38頁)

●着工届の提出

・指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の施工の3日前までに、給水装置工事着工届(条例施行規程別記様式第7号(第13条第1項関係))に新設負担金等の領収書の写しを添えて、本市に提出する(条例施行規程第13条第1項)。

●遵守事項

・工事は、関係法令を遵守して行い、各工種に適した方法に従う。
・施工現場には、主任技術者が常駐し、工事の許可書等を携帯する。
・不断水工法で施工を行い、上下水道部の指示に従う。
・万が一、事故や障害等が発生した場合は、適切な処置を行う。
・施工の途中で変更が生じた場合は、着手前に再審査を行う。

●給水管の撤去

・不要となった給水管は、そのまま放置すると漏水の原因となり、給水管内の水が腐敗して衛生上問題となる恐れがあるので、分岐部で撤去する。
・撤去する場合は、必ず分岐部分を次により完全に閉止するとともに止水栓及び仕切弁も撤去する。
・既設取り出し管(使用廃止の状態)は、使用者の負担で分水止めをする(条例第36条)。

●掘削工

・掘削前に、事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とする。
・掘削方法(機械、人力)の選定にあたっては、現場状況等を総合的に検討したうえで経済性に配慮し決定する。
・掘削工事にあたっては、道路法第32条の規定により道路管理者の占用許可を、道路交通法第77条の規定により所轄警察署長の道路使用許可を受けるとともに、所定の留意事項を遵守する。

●土留工及び排水工

・軟弱地盤又は湧水のある場所は、土留工を施し、水を排除しながら掘削するとともに、その排水先に注意する。

●給水管の埋設深さ、占用位置

・埋設深さと占用位置は、道路法施行令第11条の3の規定により施工する。

●止水栓・仕切弁の設置

・配水管から分岐した給水管には止水栓又は仕切弁を設ける。

●給水管の布設

・給水管の分岐は、法施行令第6条の規定により施工する。
・水道メーター(メーターボックス)を設置する(条例第16条、条例施行規程第26条)。

●給水装置の保護

・露出の場合は、鞘管等により防護する。また、保温材等で凍結防止対策を行う。

●メーターの設置

・メーターの設置は、所定の事項を遵守のうえ、本市上下水道部の指示に従う。

●仮復旧工

・表層材に加熱アスファルト混合物を用い、埋戻し後直ちに施工する。

●道路復旧工

・道路管理者の指示に従い、埋戻し後速やかに行う。

●砂利道復旧工

・道路管理者の指示する方法により路盤築造等を行う。

●給水管の明示

・道路に埋設する給水管には、管明示テープを巻き、明示する。

●現場管理

・関係法令を遵守して、常に工事の安全を留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努める。

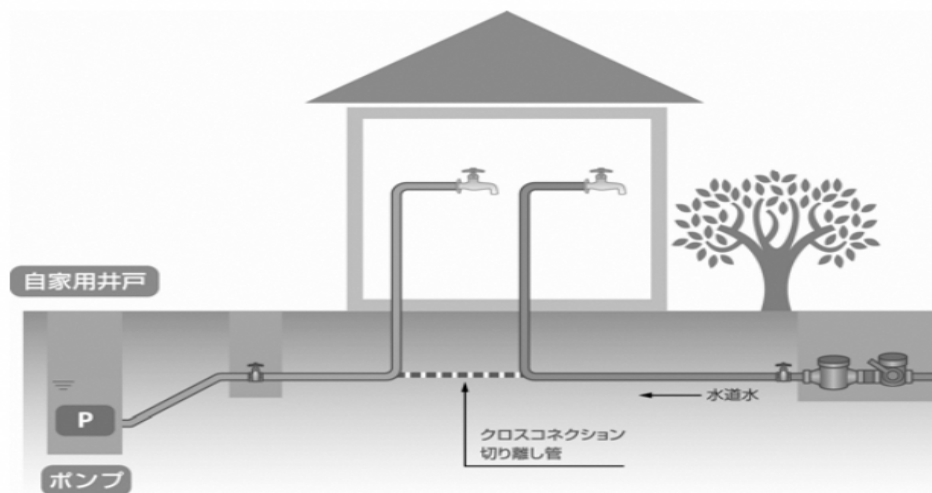
●水の安全対策、衛生対策

・法第16条及び法施行令第6条第2項の規定に基づく給水装置の構造、材質基準により性能基準だけでなく、システムとして適正に保持する。
・対策として、①水の汚染防止(法第4条)、②逆流防止、③凍結防止、④クロスコネクションの防止を講じる。

●工事完了届の提出

・指定給水装置工事事業者は、給水装置工事が完了した場合は、給水装置工事完了届(条例施行規程別記様式第8号(第13条第3項関係))に竣工図、工事完了写真等を添えて、本市に提出すること(条例施行規程第13条第3項)。

【クロスコネクションの例】(自家用井戸水配管との接続による事故例)



第9章 しゅん工検査

(本編39頁)

●しゅん工検査の方法・検査事項

・工事の完了後、検査基準(省令第1条)に基づき、しゅん工検査を実施する。

●しゅん工検査の立会

- ・検査は、法令、指針および設計図書等に照らして、工事の施工状況等について確認を行う。
- ・検査は、原則として給水装置工事主任技術者の立会いのもと、現地で検査を行う。
- ・指定給水装置工事事業者は、検査を受けるにあたって、前もって水圧検査等の自社検査を実施し、不適合の箇所があれば、手直しを行う。

第10章 舗装本復旧

(本編39頁)

- ・指定給水装置工事事業者は、掘削工事完了後、ただちに仮復旧を行い、自然転圧期間を経た後、舗装本復旧を行う。
- ・仮復旧期間中は、定期的に点検を行い、不具合等があれば、修繕を行うなど、適切な管理を行う。
- ・本復旧完了後、占用工事完了届を着工前、施工中、着工後の現場写真を添えて本市に提出する。

第11章 維持管理

(本編39頁)

- ・給水装置の維持管理は、使用者等が行う。
- ・給水装置の維持管理の適否は、供給水の保身に重大な影響を与えることから、水が汚染し、漏れないよう、随時又は定期的に点検を行うなど、的確な維持管理を行う。
- ・給水装置に異常があると認めたときは、直ちに必要な処置を講じる。

第12章 受水槽以下装置

(本編40頁)

- ・受水槽以下の設備は、配水管からの水道水を一旦受水槽に入れ、これをポンプで高置水槽に揚水するか、給水ポンプなどで圧送し、配管設備によって飲料水を供給する装置である。
- ・建築基準法施行令第129条の2の5に規定する給水装置の構造および材質の基準による。
- ・受水槽の維持管理については、異常が生じないように、タンクの清掃、設備の点検、水質の管理を行うとともに、異常発生時は、給水を停止するとともに、原因の究明と本市への報告を行うこと。